

報告第 2 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

市川市長 田 中 甲

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分をする。

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

市道 0103 号の道路改修工事の早期完了を図るため、当該工事の円滑な進行及び当該工事箇所周辺の安全の確保並びに当該道路の路上駐車対策に資するための塩浜 1 丁目第 1 駐車場及び塩浜 1 丁目第 2 駐車場の供用を令和 8 年 8 月 1 日から開始する必要があることから、市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をするものである。

令和 8 年 7 月 27 日

市川市長 田 中 甲

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 2 5 号

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市役所駐車場等の設置及び管理に関する条例（平成 1 5 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

塩浜 1 丁目第 1 駐車場	市川市塩浜 1 丁目 5 番	1 7 台
塩浜 1 丁目第 2 駐車場	市川市塩浜 1 丁目 5 番	1 3 台

第 4 条第 1 項の表に次のように加える。

塩 浜 1 丁 目 第 1 駐 車 場	日曜日から土曜日まで	午前 0 時から午後 1 2 時まで
塩 浜 1 丁 目 第 2 駐 車 場	日曜日から土曜日まで	午前 0 時から午後 1 2 時まで

第 5 条の見出しを「(庁舎駐車場に係る駐車料金等)」に改め、同条第 1 項中「駐車場を利用するもの（以下「利用者」という。）は、」を「市川市役所第 2 庁舎駐車場及び行徳支所駐車場（第 3 項及び第 1 0 条において「庁舎駐車場」という。）を利用するものは、その利用に係る」に改め、同条第 2 項中「駐車料金」を「前項の駐車料金」に、「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 3 項中「駐車料金」を「第 1 項の駐車料金」に、「駐車場」を「庁舎駐車場」に、「利用者」を「庁舎駐車場を利用したもの」に改める。

第 1 3 条を第 1 4 条とし、第 1 2 条を第 1 3 条とする。

第 11 条中「利用者」を「駐車場を利用するもの」に改め、同条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「利用者」を「庁舎駐車場を利用するもの」に、「駐車場」を「庁舎駐車場」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(塩浜 1 丁目駐車場に係る駐車料金等)

第 6 条 塩浜 1 丁目第 1 駐車場及び塩浜 1 丁目第 2 駐車場(第 3 項において「塩浜 1 丁目駐車場」という。)を利用するものは、その利用に係る駐車料金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車する場合については、この限りでない。

- (1) 道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車
- (2) その他駐車料金を徴収する必要がないものとして市長が特に認める自動車

2 前項の駐車料金の額は、別表第 2 の定めるところにより算出した額とする。

3 第 1 項の駐車料金は、塩浜 1 丁目駐車場を利用する前に、塩浜 1 丁目駐車場を利用するものから徴収する。

別表を別表第 1 とし、同表の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 2（第 6 条関係）

自動車 1 台当たりの額	1 日につき 6 0 0 円
--------------	----------------

備考 「1 日」とは、午前 0 時から午後 1 2 時までをいう。